２～６　（略）	２～６　（略）
注１　（略）	注１　（略）
①～③　（略）	①～③　（略）
④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別	④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別
注２　重要性の乏しい事項は、記載を要しない。	注２　重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
⑷　完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。	⑷　完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。
①　当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容	（新設）
②　①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点	（新設）
③　①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの	（新設）
⑸　（略）	⑸　（略）
注３・注４　（略）	注３・注４　（略）
注４―２　次に掲げる事項を記載する。	（新設）
⑴　会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの	
⑵　当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の⑴に掲げる項目に計上した額	
⑶　⑵に掲げるもののほか、⑴に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	
注５～注７　（略）	注５～注７　（略）
注８	注８
（削る）	⑴　工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
⑴～⑶　（略）	⑵～⑷　（略）
注９～注17　（略）	注９～注17　（略）